

一 般 質 問 通 告 書

令和 8 年恵庭市議会第 2 回定例会において次の一般質問を行うので、会議規則第 6 2 条第 2 項の規定により通告します。

令和 8 年 6 月 9 日

恵庭市議会議員 矢野 浩章

恵庭市議会議長 川原光男 様

		ページ 1 ~ 1
	一問一答 (有)・無)	質問所要時間 (40分)
大 項 目	1、観光行政について	
小 項 目	質 問 の 要 旨	
『はなふる』周辺における交通渋滞対策と地域住民の生活環境保護について	<p>去る 5 月 5 日、花の拠点「はなふる」において開催されましたイベントにおいて市内外から多くの来場客が訪れ、本市の魅力を発信する素晴らしいイベントとなりました。</p> <p>しかしその一方で、当日、会場周辺の道路では深刻な交通渋滞が発生いたしました。特に国道 36 号から会場へ向かう市道、および周辺的生活道路においては、車両が長時間にわたり滞留し、地域住民からは切実な声が届いております。</p> <p>また、狭い生活道路を「抜け道」として利用する車両も散見され、歩行者の安全確保の観点からも看過できない状況にありました。今後、恵庭のシンボルである「はなふる」で魅力的なイベントが継続され、交流人口が拡大していくことは喜ばしいことですが、それが市民生活に過度な負担を強いるものであってはなりません。</p> <p>そこで、今回の渋滞発生の原因分析と、今後の対策について伺います。</p>	
大 項 目	2、公共施設について	
小 項 目	質 問 の 要 旨	
公共施設および未利用スペースの戦略的有効活用について	<p>現在、本市では公共施設等総合管理計画に基づき、施設の適正配置や長寿命化が進められております。</p> <p>しかし、公共施設は維持するだけでなく、施設の「未利用スペース」や「役割を終えた跡地」をいかに戦略的に活用し、新たな価値を生み出すかが、今後の行財政運営の鍵と考えます。</p> <p>そこで、以下の点について本市の見解を伺います。</p> <p>(1) 恵庭市民会館地下食堂スペースの今後の活用について</p> <p>(2) 島松、柏陽地区複合施設の新設に伴う関連旧施設の利活用について</p> <p>(3) 教員住宅の現状と今後の在り方について</p>	

※議会申合せ事項第 1 4 条 (抜粋)

1. 理事者から十分な答弁が得られるようできるだけ具体的に記入してください。
2. 通告にない事項の質問は、出来ません。

一般質問通告書

令和8年恵庭市議会第2回定例会において次の一般質問を行なうので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

令和8年6月9日

恵庭市議会議員 吉永 孝之

恵庭市議会議長 川原 光男 様

ページ 3～1

	一問一答 (有)・無	質問所要時間 (60分)
大項目	今後の恵庭のまちづくりについて	
小項目	質問の要旨	
1. 戸磯・西島松・上山口地区整備の進捗状況について	新市街地の整備は、本市の将来人口の確保や都市基盤の形成にとって極めて重要な施策であり、特に戸磯地区、西島松地区、上山口地区の3地区は、それぞれ状況や課題が異なる中で、市としてどのように開発を進めていくのかが注目されています。 そこでまずは、これら3地区の現状と今後の見通しについて伺います。	
2. 北海道日本ハムファイターズ・ファーム施設誘致について	本市が進めている北海道日本ハムファイターズのファーム施設誘致について、伺います。	

※議会申合せ事項第14条 (抜粋)

1. 理事者から十分な答弁が得られるようできるだけ具体的に記入して下さい。
2. 通告にない事項の質問は、出来ません。

	氏名 吉永 孝之	ページ 3～2
大 項 目	市内町内会の活性化と加入促進に向けた総合的取組について	
小 項 目	質 疑 の 要 旨	
「町内会活性化補助金」の成果と課題、今後の支援の方向性について	<p>本市では、町内会の活性化と加入促進を目的として、3年間の試行事業として町内会活性化補助金を実施してきました。</p> <p>本年度はその最終年度に当たり、これまでの取組が、住民が参加しやすい環境づくりにどの程度寄与したのか、まずはその実績を確認する必要があると考えております。</p> <p>人口減少や担い手不足が進む中で、町内会の役割は、防災・地域福祉・情報伝達など、地域コミュニティの基盤としてますます重要になっています。</p> <p>しかし一方で、活動内容が十分に住民に伝わらず、加入や参加につながりにくいという課題も指摘されてきました。</p> <p>こうした状況を踏まえ、3年間の補助金がどのような成果を上げ、どのような課題が残されているのかを整理することは、次年度以降の制度の在り方を検討する上で不可欠であります。</p> <p>そこで、現在までの実績について伺います。</p>	

	氏名 吉永 孝之	ページ 3～3
大 項 目	最終処分場の現状と課題認識について	
小 項 目	質 疑 の 要 旨	
第7期最終処分場整備に向けた検討状況について	<p>盤尻の第6期最終処分場は、市民生活や社会経済活動を支える不可欠な生活基盤ですが、3月の厚生消防常任委員会では、残余寿命が前倒しとなり、令和13年度中には残余容量がなくなる可能性が示されました。</p> <p>一方で、整備手法については、第7期最終処分場を新たに整備するのか、既存の埋め立て処分場の嵩上げで対応するのか、検討中として報告がありました。</p> <p>本年度(令和8年度)は、最終処分場の整備に向けた準備として、「基本設計」や「環境調査」などを早急に進めていくスタートラインであり、極めて重要なことと考えております。</p> <p>そこで、行政が次期最終処分場の整備を遅滞なく、かつ財政負担を最適化しながら進められるよう、現状の課題を整理し、市民の生活が円滑に行われることを目的として質問します。</p> <p>最終処分場の整備手法の比較検討の状況についてお伺いします。</p>	

一 般 質 問 通 告 書

令和 8 年恵庭市議会第 2 回定例会において次の一般質問を行なうので、会議規則第 6 2 条第 2 項の規定により通告します。

令和 8 年 6 月 9 日

恵庭市議会議員 石 井 美 季

恵庭市議会議長 川 原 光 男 様

ページ 2～1

	一 問 一 答 (有・無)	質 問 所 要 時 間 (5 0 分)
大 項 目	安心して子育てできるまちづくり	
小 項 目	質 問 の 要 旨	
子どもの居場所について	<p>本市は全国の中でも珍しく人口が増加し続けている自治体で、年々、市内の子どもの出生数は減少してはいるものの、そのスピードは緩やかであると理解しております。</p> <p>そして、近年、共働き家庭の増加などに伴い、子どもたちの安全・安心な居場所のニーズはますます高まっており、特に放課後や休日における居場所の確保は地域社会にとって大変重要となっております。本市において、事前の申し込みがなくても子どもたちがふらっと立ち寄れる「子どもひろば」は、地域のセーフティネットとしても大きな役割を担っていると認識しております。</p> <p>現在、本市では令和 6 年 4 月より、すべての子どもひろばが民間委託に完全移行したと伺っております。大きな運営の転換期を迎えた子どもひろばの現状など、以下の点についてお伺いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none">1 市内で開設されている子どもひろばの数について2 提供されている主なサービスの内容について3 直近の利用人数の状況について	

※議会申合せ事項第 1 4 条（抜粋）

1. 理事者から十分な答弁が得られるようできるだけ具体的に記入して下さい。
2. 通告にない事項の質問は、出来ません。

	氏名 石井美季	ページ 2～2
大項目	誰もが安心して暮らせるまちづくり	
小項目	質問の要旨	
犯罪被害者等の支援条例の制定について	<p>わたしたち市民が日々の暮らしを違和感なくおこなっている背景には、様々なルール、法律や条例があり、それに守られているということを忘れてはならないと認識しております。</p> <p>恵庭市では、地域における安全意識の高揚や、自主的な活動の促進及び生活環境の整備を図り、もって市民が安全で安心して暮らし、または滞在することができる地域社会を実現することを目的とした、『恵庭市防犯と交通安全の推進による安全で安心なまちづくり条例』が平成 21 年 12 月に制定されました。また、その第 8 条の規定により、安全で安心なまちづくりを総合的かつ効果的に推進するために、今年 2 月に、令和 8 年度から 12 年度までの 5 年間を対象期間とした『恵庭市安全で安心なまちづくり推進計画』が策定され、基本施策に基づく防犯や交通安全にかかる各種の施策が実施されることとなっております。</p> <p>しかしながら、本市の犯罪発生件数はここ 3 年で増加傾向にあり、重要犯罪も増加していると伺っております。全国的にも同様に増加の傾向にあり、最近では SNS を利用した特殊詐欺や闇バイトによる強盗事件などが大きく報じられることもあります。このようななかで、ある時突然、自分自身や家族、大切なひとが犯罪に巻き込まれる可能性はゼロと言い切れません。</p> <p>そこで、あらためて、恵庭市の犯罪発生状況について伺いたします。</p>	

一般質問通告書

令和8年恵庭市議会第2回定例会において次の一般質問を行なうので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

令和8年6月9日

恵庭市議会議員 三上 まどか

恵庭市議会議長 川原 光男 様

ページ 1～1

	一問一答 (有)・無)	質問所要時間 (40分)
大項目	一般行政について	
小項目	質問の要旨	
中小企業者等の支援について	<p>令和8年度から新たに開始した「中小企業者等従業員資格取得支援モデル事業」及び「中小企業者等DX推進・労働環境改善支援事業」については、受付開始直後から問い合わせや相談も多数寄せられ、事業者からの需要が高く、反響も大きかったと感じております。</p> <p>いずれも、物価高騰の中、経営基盤の強化や人材確保を急務としている事業者からの声に応えた素晴らしい支援施策であると評価しますが、改めてそれぞれの事業の現在の状況をお伺いいたします。</p>	

※議会申合せ事項第14条(抜粋)

1. 理事者から十分な答弁が得られるようできるだけ具体的に記入して下さい。
2. 通告にない事項の質問は、出来ません。

一般質問通告書

令和8年恵庭市議会第2回定例会において次の一般質問を行なうので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

令和8年6月9日

恵庭市議会議員 宮 利徳

恵庭市議会議長 川原 光男 様

ページ 2～1

	一問一答 (有)・無)	質問所要時間 (60分)
大項目	市営住宅柏陽・恵央団地建替基本計画について	
小項目	質問の要旨	
土地利用再編計画・事業計画について	<p>市営住宅柏陽・恵央団地建替基本計画については、令和元年5月の策定後、令和4年8月に改訂され計画に沿って進められていると認識しております。</p> <p>その中で土地利用再編計画及び事業計画においては、複合施設整備・管理運営事業の設計施工の契約が本年第1回定例会で議決されたところであり、隣接する民間事業ゾーンも併せて着実に事業を推進していただくよう期待するところであります。そこで以下について伺います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 柏陽地区複合施設整備・管理運営事業の進捗状況と今後のスケジュールについて 2. 民間事業ゾーンの進捗状況について 	
大項目	市内中小企業の支援について	
小項目	質問の要旨	
中東情勢に関わる資材不足、価格高騰への対策について	<p>現在の中東情勢に伴い、原油や原油由来のナフサの供給に対する不安から、市内の中小企業では資材の納入や価格高騰に苦慮していると側聞しており、先日、恵庭商工会議所からも本市に対しこの件についての要望書が提出されたところです。そこで、市内事業者の現状についてどのように認識しているか伺います。</p>	

※議会申合せ事項第14条(抜粋)

1. 理事者から十分な答弁が得られるようできるだけ具体的に記入して下さい。
2. 通告にない事項の質問は、出来ません。

	氏名 宮 利 徳	ページ 2～2
大 項 目	教育行政について	
小 項 目	質 問 の 要 旨	
小中一貫教育の今後の進め方について	<p>本市では昨年度、恵庭市小中一貫教育基本方針を策定し、令和9年度の運用開始に向け、今年度は移行準備期間として目標や取り組みの設定に向けた協議がなされるものと認識しております。</p> <p>そこで、小中一貫教育に向けたこれまでの取り組み状況について伺います。</p>	

一般質問通告書

令和8年恵庭市議会第2回定例会において次の一般質問を行なうので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

令和8年6月9日

恵庭市議会議員 長谷 文子

恵庭市議会議長 川原 光男 様

ページ 2～1

	一問一答 (有) 無)	質問所要時間 (50分)
大項目	福祉行政について	
小項目	質問の要旨	
1. 高齢者の生きがいづくりについて	<p>全国的に、社会環境の変化や時代の流れにより高齢者の過ごし方や楽しみ方が変化をしています。このような中、これまでは、一定程度の年齢に達した高齢者は、各町内会の多くに設置されていた老人クラブへの加入がある程度当然であると考えられていましたが、近年、加入者やクラブ自体の減少傾向が続いているようです。市でも老人福祉法13条にある老人クラブの位置付けのもと、また恵老連では様々な事業展開を図り、減少に歯止めがかからないよう対策を講じております。</p> <p>そこで、以下の点についてお伺いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢者人口の推移、老人クラブ(単会)数の推移、クラブ加入者数の推移(過去12年間で4年ごとのデータ)について。 2. 老人クラブの抱えている課題に関する市の見解について。 3. 社協単独事業である「サロン事業」についての市の認識について。 	
2. 医療的ケア児支援について	<p>恵庭市では、14年前から医療的ケア児巡回看護師を配置し、市内の小中学校へ必要に応じ出向き、医療的ケア児の対応に当たっていましたが、9年前から現在の訪問看護事業所からの派遣体制へと変化をしてきました。</p> <p>過去の同僚議員の質問で、郊外活動(宿泊を伴うものを含める)にも拡大したとの答弁がございました。これまでは家族が児童の郊外活動に付き添って医療的ケアをしなければならず、仕事などの理由から不参加せざるを得ないこともあったようですが、事業の拡大により安心して参加できるようになったことは非常に喜ばしいことと思います。</p> <p>そこで、以下の点についてお伺いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現在の利用児童の人数について。 2. 利用児童のケアの内容について。 3. 保護者の負担について。 	

※議会申合せ事項第14条(抜粋)

1. 理事者から十分な答弁が得られるようできるだけ具体的に記入して下さい。
2. 通告にない事項の質問は、出来ません。

	氏名 長谷文子	ページ 2～2
大 項 目	観光行政について	
小 項 目	質 疑 の 要 旨	
観光の質的向上に向けた基本姿勢について	<p>恵庭市は、本年策定された第3期恵庭市観光振興計画において、「暮らすように訪れるまち」を基本理念に掲げました。</p> <p>この計画の注目点は、これまでの観光入り込み客数を中心とした「量」の追求から、観光の「質」の向上へと大きく転換した点でございます。</p> <p>来訪者数を重視するのではなく、来ていただいた方1人1人に満足感を感じていただき、市内で時間とお金をいかに気持ちよく消費していただくか、という視点は人口減少時代の観光施策としてまさに本市が進むべき方向であると評価するところでございます。</p> <p>一方で、こうした「質」への転換は、施策の組み立てや評価の手法、関係者との連携の在り方など、これまでとは異なる発想が求められるものもあります。</p> <p>そこでお伺いします。</p> <p>第3期恵庭市観光基本計画が掲げる観光の質的向上について、市はどのような考え方の下で、さらにどのような施策を柱として推進していこうとしているのか、ご所見をお伺いいたします。</p>	

一 般 質 問 通 告 書

令和 8 年 恵庭市議会 第 2 回定例会において次の一般質問を行うので、
会議規則第 6 2 条第 2 項の規定により通告します。

令和 8 年 6 月 9 日

恵庭市議会議員 野沢 宏紀

恵庭市議会議長 川原 光男 様

		ページ 1～1
	一 問 一 答 (有)	質問所要時間 (50分)
大 項 目	一 般 行 政 に つ い て	
小 項 目	質 問 の 要 旨	
長期化する中東情勢における影響及び対応について	長期化する中東情勢における影響(物価高など)を市はどの様に認識し対応しているのか、お伺い致します。 ・市事務事業の執行における影響及び対応について ・市民、市内事業者における影響及び対応について ・今後の市としての対策について	
「公民連携協働事業提案」について	「公民連携協働事業提案」の現状と今後の取り組みについて、お伺い致します。	
家庭用防犯カメラ設置における支援策について	安全安心のまちづくりを推進するためのひとつの方策として家庭用防犯カメラの設置に対する補助制度等の創設について、お伺い致します。	
大 項 目	保 健 福 祉 行 政 に つ い て	
小 項 目	質 問 の 要 旨	
高齢者健康増進事業の今後のあり方について	高齢者健康増進事業(増進券事業)の今後のあり方について、お伺い致します。	

*議会申合せ事項第 1 4 条 (抜粋)

1. 理事者から十分な答弁が得られるようできるだけ具体的に記入してください。
2. 通告にない事項の質問は、出来ません。

一 般 質 問 通 告 書

令和 8 年恵庭市議会第 2 回定例会において次の一般質問を行なうので、会議規則第 6 2 条第 2 項の規定により通告します。

令和 8 年 6 月 9 日

恵庭市議会議員 松島 緑

恵庭市議会議長 川原 光男 様

ページ 1 ~ 1

	一 問 一 答 (有・無)	質 問 所 要 時 間 (50 分)
大 項 目	保 健 福 祉 行 政 に つ い て	
小 項 目	質 問 の 要 旨	
子ども医療費助成制度の拡充及び無償化について	<p>現在本市では令和 7 年度より子ども医療費助成制度を 18 歳までに対象拡大し、子育て世帯への負担軽減に取り組んでいます。道内自治体では少子化対策や子育て世帯の負担軽減として医療費の無償化を進める動きもあります。そこで以下の点について伺います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1, 子ども医療費助成制度の実施状況と利用状況について 2, 子育て支援のさらなる充実へ向けて子ども医療費無償化への本市の考え方について 3, 近隣自治体の子ども医療費助成制度に関する本市の認識について 	
大 項 目	一 般 行 政 に つ い て	
小 項 目	質 問 の 要 旨	
終活支援の充実と終活情報管理制度の導入について	<p>全国的にも少子高齢化が進む中で本市においても単身高齢者の増加が続いています。また、身寄りのない方も増えており、将来に不安を感じている方も少なくありません。そこで、緊急時の入院や病気、事故や孤独死防止策など、高齢者が安心して本人の希望が叶えられる環境整備に関し、以下の点について伺います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1, 本市の単身高齢者の現状と課題について 2, 本市の終活に関する窓口等のニーズの把握について 3, 石狩市の「おひとり暮らし等安心登録サービス事業」の認識について 	
大 項 目	教 育 行 政 に つ い て	
小 項 目	質 問 の 要 旨	
PTA 活動の今後の在り方について	<p>PTA 活動は保護者と学校が協力し子どもたちの健やかな成長を支える大切な取り組みの一つであります。共働き世帯が増える中で、時代に即した運営方法と見直しも必要ではないかと考えます。そこで以下について伺います</p> <ol style="list-style-type: none"> 1, PTA 活動の現状と課題について 2, 本市における PTA 任意加入団体の各学校の保護者への周知状況や対応について伺います。 	

※議会申合せ事項第 1 4 条 (抜粋)

1. 理事者から十分な答弁が得られるようできるだけ具体的に記入して下さい。
2. 通告にない事項の質問は、出来ません。

一 般 質 問 通 告 書

令和 8 年恵庭市議会第 2 回定例会において次の一般質問を行なうので、会議規則第 6 2 条第 2 項の規定により通告します。

令和 8 年 6 月 9 日

恵庭市議会議員 生本 富士代

恵庭市議会議長 川原 光男 様

ページ 1 ~ 1

	一 問 一 答 (有 ・ 無)	質 問 所 要 時 間 (5 0 分)
大 項 目	保健福祉行政について	
小 項 目	質 問 の 要 旨	
① 高次脳機能障がい者の支援について	<p>高次脳機能障害とは、事故や病気などで脳に損傷を受けたことによる、記憶障害・感情の不安定・社会的行動などに困難が生じる障害のことです。外見からは分かりにくいいため、周囲からの理解も進んでいないという現状が課題となっています。</p> <p>本年 4 月より「高次脳機能障害者支援法」が施行されました。この支援法の基本理念の中には、居住する地域にかかわらず等しく患者と家族が適切な支援を受けられることが明記されています。本市における高次脳機能障がい者の現状と課題について、また、今後の取り組みについてお伺い致します。</p>	
② 带状疱疹ワクチン接種事業について	<p>令和 7 年度に国として定期接種化となり、それに合わせて本市もワクチン接種に対する助成制度が始まりました。一年が経過し本市の現状と課題についてお伺い致します。</p> <p>また以下の点についてお伺い致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国が示す 5 年間の経過措置について ・ 定期接種対象者への周知の仕方について ・ 石狩管内他自治体における定期接種以外の助成制度（対象年齢や助成金額等）について 	

※議会申合せ事項第 1 4 条（抜粋）

1. 理事者から十分な答弁が得られるようできるだけ具体的に記入して下さい。
2. 通告にない事項の質問は、出来ません。

一 般 質 問 通 告 書

令和 8 年恵庭市議会第 2 回定例会において次の一般質問を行なうので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

令和 8 年 6 月 9 日

恵庭市議会議員 新岡 知恵

恵庭市議会議長 川原 光男 様

ページ 2～1

	一 問 一 答 (有)	質 問 所 要 時 間 (6 0 分)
大 項 目	1、市営住宅について	
小 項 目	質 問 の 要 旨	
(1) 指定管理者制度の導入について	<p>市は、今年度から市営住宅へ指定管理者制度を導入しました。制度導入の効果として、入居者サービスの向上が挙げられ、とりわけ管理人・共益費管理業務、除草業務が管理事業者へ移管されることにより、入居者の負担軽減になるとしています。</p> <p>しかし、除雪業務などが残ることに加えて、制度導入後も管理人に代わり管理業務協力員を入居者をお願いするなど、一概に入居者の負担軽減になっていない状況があります。従来では同じ団地でも棟ごとに管理人の業務範囲や、共益費の取り扱い、除雪や除草の管理方法が違っていました。制度導入にあたっては、個別の状況を聞き取る必要があり、一律の管理方法では支障が出てくると懸念します。</p> <p>また、入居者の高齢化によってニーズは変化しているとともに、コミュニティの存続が困難になっているため、指定管理者においてはより丁寧な対応が求められると考えます。</p> <p>指定管理者制度導入にあたって、事前の入居者への説明をどのように実施したか伺います。また、今後の進め方について、市の考えを伺います。</p>	

※議会申合せ事項第 1 4 条 (抜粋)

1. 理事者から十分な答弁が得られるようできるだけ具体的に記入して下さい。
2. 通告にない事項の質問は、出来ません。

	氏名 新岡 知恵	ページ 2～2
大項目	2、作業療法士について	
小項目	質問の要旨	
<p>(1) 作業療法士の活用</p> <p>(2) 学校における作業療法</p>	<p>作業療法士は、病気や障害、発達特性などによって「生活しづらさ」を抱える人に対して、その人らしい生活や社会参加を支援する専門職です。</p> <p>恵庭市では、子ども発達支援センターへ月1回、市内高等教育機関から作業療法士を派遣していただき、就学前の子どもを支援していますが、職員として作業療法士を配置すべきだと考えます。現状、外部からの派遣によって支援している理由とさらなる活用について伺います。</p> <p>近年、学校現場では発達障害や支援を必要とする児童生徒への支援、不登校への対応、感覚過敏や学習上の困難への支援など、多様な教育課題への対応が求められています。恵庭市においても、特別支援学級や通級指導教室、教育支援センターの設置、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門職の配置など、子どもたちへの支援体制が整備されています。しかし、学校生活に困難を抱える児童生徒は年々増加傾向にあり、教職員の負担も大きくなっているものと考えます。</p> <p>そのような中、近年注目されているのが、学校現場への作業療法士の参画です。作業療法士は、子どもが日常生活や学校生活に参加するために、本人の特性や環境の両面から評価し、具体的な支援方法を提案することができます。また、子ども本人への支援だけではなく、教員への助言や保護者支援、さらには学校環境の改善にも専門性を発揮することが期待できます。</p> <p>現在、全国では教育委員会に作業療法士を配置し、学校を巡回する取組や、全小中学校に学校作業療法室を設置する先進事例もあります。作業療法士の専門性を学校教育に活用することは、支援を必要とする子どもだけでなく、すべての子どもたちが安心して学び成長できるインクルーシブ教育の実現にもつながるものと考えます。</p> <p>作業療法士の専門性を学校教育に活用する可能性について、市教委の考えを伺います。</p>	

一 般 質 問 通 告 書

令和 8 年 恵庭市議会第 2 回定例会において次の一般質問を行なうので、会議規則第 6 2 条第 2 項の規定により通告します。

令和 8 年 6 月 9 日

恵庭市議会議員 柏野 大介

恵庭市議会議長 川原 光男 様

ページ 4～1

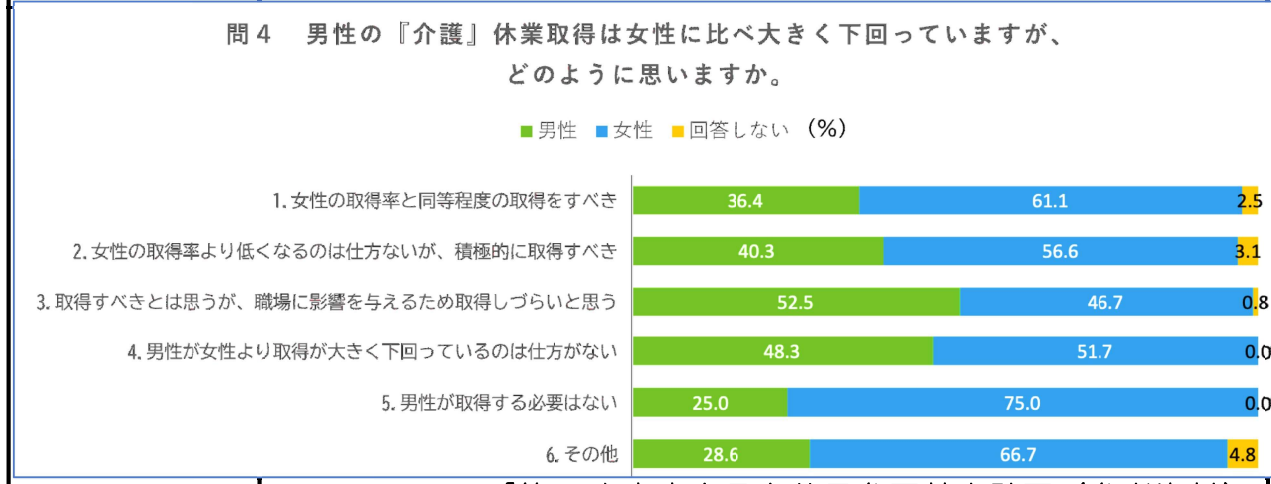
	一 問 一 答 (有・無)	質 問 所 要 時 間 (70 分)
大 項 目	1. 計画策定における二元代表制の意義	
小 項 目	質 問 の 要 旨	
① 区域の特性に応じた施策の策定と実施	<p>本年 4 月に第 3 次恵庭市男女共同参画基本計画が策定されました。恵庭市においては、2003（平成 15）年に「恵庭市の男女が平等に暮らすために共に歩む条例」を制定しており、2004（平成 16）年からは条例に基づいて、基本計画を策定し、啓発や推進を図ってきました。</p> <p>男女共同参画社会基本法では、地方公共団体の責務として、地方公共団体の区域の特性に応じた施策の策定及び実施が責務とされており、その特性の把握のためには、市民意識の適切な把握が重要です。</p> <p>計画策定に際し、2025（令和 7）年にはアンケートが実施されていますが、集計方法に関して、市民意識の実態とは異なる印象を与える可能性があり、その点は 3 月の総務文教常任委員会の中でも指摘がされています。</p> <p>集計方法変更の経緯と理由、委員会審議における指摘を、市長・副市長はどのように受け止めたのか、計画に反映されなかった理由と判断の妥当性について伺います。</p>	
② デジタル時代における市民との情報共有	<p>地域における市民意識の経年変化をとらえる上では、過去のアンケートとの比較は重要です。令和 6 年第 4 回定例会の中で、デジタル時代における市民との情報共有に関して、「今後については、電子化された情報についてより入手しやすいような形で提供できる方法については検討して参りたい」という答弁がありました。検討の結果がどうなったのか、今後の情報提供のあり方について伺います。</p>	

※議会申合せ事項第 1 4 条（抜粋）

1. 理事者から十分な答弁が得られるようできるだけ具体的に記入して下さい。
2. 通告にない事項の質問は、出来ません。

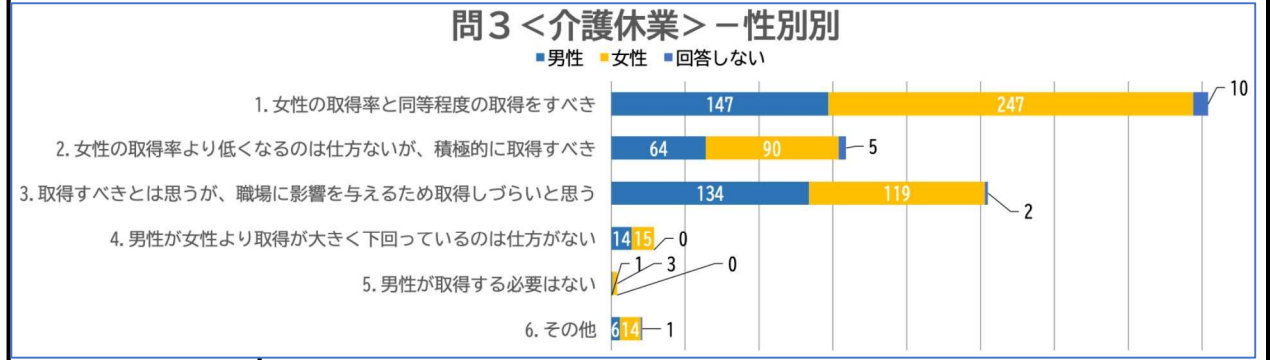
大項目	1. 計画策定における二元代表制の意義
-----	---------------------

小項目	質問の要旨
-----	-------



「第3次恵庭市男女共同参画基本計画（参考資料）」

【3】男性の育児・介護休業取得は女性に比べ大きく下回っていますが、どのように思いますか。



「男女共同参画に関するアンケート調査結果」

大項目	2. 市街化調整区域における違法建築物の現状と対策
-----	---------------------------

小項目	質問の要旨
-----	-------

都市計画法において市街化調整区域は、「市街化を抑制すべき区域」として厳格に建築制限が課されており、無秩序な開発を防ぎ、良好な都市環境や自然景観、農地を保全するための極めて重要な制度です。

近年、札幌市の市街化調整区域において、民間レジャー施設による違法建築物が長年にわたり放置されていた事案が発覚し、各種報道等を通じて市民の間でも法秩序の維持や行政のチェック機能に対する関心と懸念が高まっています。

	氏名 柏野 大介	ページ 4～3
大項目	2. 市街化調整区域における違法建築物の現状と対策	
小項目	質 問 の 要 旨	
①違法建築物の現状と把握体制	<p>恵庭市においては、持続可能な都市構造の維持を目指して、「立地適正化計画」が本年度策定されたところであり、居住誘導区域や都市機能誘導区域の適正化を図る上で、その土台となる区域区分、市街化調整区域の適切な管理・統制は不可欠です。</p> <p>本市における市街化調整区域内の建築物の適正性を担保し、都市計画行政への信頼を守る観点から、以下の点について市長の認識と現状を伺います。</p> <p>本市の市街化調整区域内において、過去から現在までに把握されている都市計画法および建築基準法に違反する違法建築物の件数とそれらの現状について伺います。また、これらを早期に発見・把握するためのパトロールや市民からの情報提供受付などの監視・把握体制はどうなっているのか伺います。</p>	
②是正指導の手続きと実効性の確保	<p>違法建築物を発見、または把握した場合、本市としてどのような手順で是正指導や行政処分を行っているのか、その具体的なフローを伺います。また、一定期間を経過しても是正されないケースに対して、実効性のある是正措置を講じるための対応策について伺います。</p>	
③他市事例を踏まえた今後の対策と連携	<p>札幌市の事例では、長期にわたる放置が問題視されました。本市において同様の事態を招かないよう、都市計画の部署と建設部、農業委員会や北海道等の関係機関がどのように情報を共有し、連携を強化していくのか、今後の具体的な方針を伺います。</p>	
大項目	3. バリアフリー重点整備地区における段差の解消を	
小項目	質 問 の 要 旨	
市道恵庭線の歩道補修	<p>旧国道36号線、現在の市道恵庭線のうち、駅前通りと交差する泉町から、道道恵庭岳公園線と交差する本町までの歩道は、インターロッキングブロックによる舗装となっていますが、ブロックの劣化により、広範囲にわたって段差が生じています。</p> <p>以前から多くの要望が寄せられていると思いますが、改善に向けてどのような課題があるのか、課題解消に向けた取り組みについて伺います。</p>	

	氏名 柏野 大介	ページ 4～4
大項目	4. 緊急時につながる連絡体制を	
小項目	質問の要旨	
緊急時の連絡体制	<p>本年、市内で発生した火災に際して、被災者からの連絡が休日であったことから、市民からの相談を受けるまでに時間を要した事案が発生しました。</p> <p>令和8年度予算代表質問の中で、市の答弁は「相談を受けた当初の初期行動で決まると思う。初めに相談を受けた部署が、しっかりと何に困窮しているか聞き取って、そして適正な部署につなぐ。重層的支援の例をもって、違う事象にあっても同じように進めていきたい。」というものでしたが、夜間や休日に最初に市民からの連絡を受けるのは職員に限られません。</p> <p>まずは判断できる人につながる体制をとることが必要だと考えますが、夜間・休日を含めた、市役所の連絡体制について伺います。</p>	
大項目	5. 障がい者の人権を守ることは行政の責務	
小項目	質問の要旨	
和解協議と市民への説明	<p>現在、裁判となっている市内の牧場における障がい者虐待に関する事案について、市はこれまでの公判の中で、市の責任を否定してきました。</p> <p>報道や市のウェブサイトの記述によれば、市は原告側と和解交渉を行なう中で、「できる限りの提案」をしたとのことですが、どのような提案を行なってきたのか、責任を否定する中で、和解金の支払いを提案したのはどのような根拠に基づくものであったのか、公判における市の主張との関係、今後の見通しについて伺います。</p>	

和解協議について

4月1日放送のHTBの番組「イチオシ」などで報道された恵庭市内の牧場における障がい者虐待に関する訴訟に関し、「原告側と市側が和解交渉を行っていた」とされたことについてご説明いたします。

市は、非公開の進行協議の中で、裁判所からの提案により和解について原告側と協議を行ってきました。市としては、非公開の進行協議の中で行われた協議の内容については、これまでも公表を控えて参りましたが、このように報道がされたことについては大変残念に思っております。

和解協議にあたっては、市として誠実に対応し、できる限りの提案をいたしました。報道では、「和解案に責任と謝罪の言葉を入れるよう求めましたが、市側が拒んだため、協議は決裂しました」とありましたが、市としては、「責任」の部分については裁判で争っている事項であることから、和解案において責任を認めることは困難である一方で、原告側はこの点を認めなければ和解には応じないとするものであったため、双方が合意に達することができず、協議が不調に終わったものであります。

市の立場や考えについては、引き続き裁判の中で主張して参りますが、裁判の進行状況についても、その都度ホームページや広報を通じてお知らせして参ります。

一 般 質 問 通 告 書

令和 8 年恵庭市議会第 2 回定例会において次の一般質問を行うので、会議規則第 6 2 条第 2 項の規定により通告します。

令和 8 年 6 月 9 日

恵庭市議会議員 武藤 光一

恵庭市議会議長 川原 光男 様

	ページ 1~1
	一問一答 (有)・無) 質問所要時間 (30分)
大項目	一般行政について
小項目	質問の要旨
第3期恵庭市中小企業振興基本計画について	<p>このたび、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする、第3期恵庭市中小企業振興基本計画が策定されたところであります。</p> <p>時代の大きな転換点にあたって、新たな計画が、市内の中小企業・小規模事業者にとって、確かな道しるべとなることが期待されております。</p> <p>そこで、第3期計画について、その策定の目的、ならびに本市の各種計画における位置づけについて、改めてお伺いします。</p>
恵庭市における防災への取り組みについて	<p>近年線状降水帯による豪雨や自然災害の激甚・頻発化する中、国の組織改編等を踏まえ、地方自治体にはより一層の防災行政の強化が求められています。</p> <p>本市の防災施策の現状を把握するため、直近5年間の自主防災組織の数とカバー率についてお伺いします。あわせて、全道・全国のカバー率の現状もお伺いします。</p>

※議会申し合せ事項第14条（抜粋）

- 1, 理事者から十分な答弁が得られるようできるだけ具体的に記入してください。
- 2, 通告にない事項の質問は、できません。

一 般 質 問 通 告 書

令和8年恵庭市議会第2回定例会において次の一般質問を行なうので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

令和8年6月9日

恵庭市議会議員 澁谷敏明

恵庭市議会議長 川原光男 様

ページ 3 ~ 1

	一 問 一 答 (有)・無)	質 問 所 要 時 間 (4 0 分)
大 項 目	一般行政について	
小 項 目	質 問 の 要 旨	
ナフサ価格高騰や供給不足による自治体業務への影響について	<p>昨今の中東情勢の緊迫化等の影響により、石油化学製品の原料となるナフサ（粗製ガソリン）価格の高騰や供給不足が続いています。ナフサは、公共工事で使用される配管資材や塗料・防水材など自治体業務に関係する多くの製品の原料となっており、市民生活や行政サービスにも幅広く影響するものと考えています。</p> <p>そこで以下の点について、お伺いします。</p> <p>1. 資材価格高騰や資材不足に起因する本市発注工事への影響について</p>	

	氏 名 澁 谷 敏 明	ペー ジ 3 ~ 2
大 項 目	教育行政について	
小 項 目	質 問 の 要 旨	
本市における特別支援教育について	<p>近年、全国的に特別支援学級や通級指導を利用する児童・生徒が増加しています。</p> <p>これは近年、発達障がいや発達特性といった点への理解が進み、以前であれば見過ごされていた児童・生徒たちへの、適切な支援につながるようになった結果ではないかと捉えています。</p> <p>一方で、支援のニーズも多様化・複雑化していることで、学校現場とりわけ教員個人への負担や家庭への負担増加も指摘されています。</p> <p>本市における特別支援教育に関連して、以下の点について、お伺いします。</p> <p>1. 本市における特別支援学級在籍児童・生徒数及び通級指導利用者数の推移について</p> <p>2. 本市における放課後等デイサービスの利用状況について</p>	

	氏名 澁谷 敏 明	ページ 3 ~ 3
大 項 目	教育行政について	
小 項 目	質 問 の 要 旨	
中学校部活動の地域展開について	<p>国では、少子化や教員の働き方改革などを背景に、学校部活動改革を進めており、当初は「地域移行」として、中学校部活動の運営主体を地域クラブ等へ移行する方針が示されていきました。</p> <p>その後、令和6年12月には、部活動を学校から完全に切り離すのではなく、学校施設の利用や、教員・外部指導者の関与も含めた、地域全体で子どもの活動を支える「地域展開」へと方向性が整理されました。令和8年度からの6年間は「改革実行期間」に位置づけられ、休日の部活動について「地域展開」を進める方針が示されています。</p> <p>今年度より「改革実行期間」に入り、全国各自治体の対応は様々です。そこで、本市における今後の中学校部活動「地域展開」に向けた取組状況について、お伺いします。</p> <p>1. 部活動の地域展開に向けて、地域人材の関わりの現状について</p> <p>2. 「恵庭版運動部活動・地域クラブ活動サポーターバンク」における現時点での登録者数や種目ごとの登録状況について</p> <p>3. 「中学校の新たなスポーツ・文化活動体制整備協議会」における議論・検討状況について</p>	

一 般 質 問 通 告 書

令和8年恵庭市議会第2回定例会において次の一般質問を行なうので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

令和8年6月9日

恵庭市議会議員 小林卓矢

恵庭市議会議長 川原光男様

ページ 3 ~ 1

	一 問 一 答 (有)・無)	質 問 所 要 時 間 (5 0 分)
大 項 目	市内牧場における障がい者事案に係る訴訟及び和解協議について	
小 項 目	質 問 の 要 旨	
和解協議不調に関する市の認識について	<p>本件は、障がいのある方々の人権や尊厳、行政による権利擁護の在り方が問われている重大な事案であります。現在も裁判が継続していることから、司法の判断そのものについて論じるものではありませんが、市民の間では、市がどのような認識のもとで訴訟対応や和解協議に臨んできたのかについて大きな関心が寄せられております。</p> <p>特に、本年公表された和解協議不調に関する市の説明では、「責任」や「謝罪」といった文言をめぐる双方の認識の違いが協議不調の要因であったことが示されております。しかしながら、市民からは、なぜそのような判断に至ったのか、また障がい者福祉行政を担う自治体としてどのような責任認識を持っているのかについて、十分に理解できないとの声も聞かれます。</p> <p>そこで、市が和解協議においてどのような考え方で対応したのか、また本件に対する法的責任、道義的責任及び再発防止に向けた認識について確認するため、以下質問いたします。</p> <p>①市ホームページでは、「市としては、『責任』の部分については裁判で争っている事項であることから、和解案において責任を認めることは困難とするものであったため、双方が合意に達することができず、協議が不調</p>	

※議会申合せ事項第14条（抜粋）

1. 理事者から十分な答弁が得られるようできるだけ具体的に記入して下さい。

2. 通告にない事項の質問は、出来ません。

	氏名 小林卓矢	ページ 3 ~ 2
大項目	一般行政について	
小項目	質問の要旨	
生活道路の整備について	<p>に終わったものであります。」との記載がなされています。</p> <p>この記載は、「原告側はこの点を認めなければ和解には応じないとするものであったため」と、あたかも原告側が当該点に固執したことにより協議が決裂したかのようにも受け取れる表現となっています。このような表現とした理由について伺います。</p> <p>また、報道においては、「責任」及び「謝罪」の文言を和解内容に盛り込むことを市側が受け入れなかったため協議が不調となった旨の報道もなされていますが、市としては、そのような報道は事実と異なるとの認識なのか伺います。</p> <p>②市が法的な「責任」について裁判で争っているとしても、訴訟の早期解決及び原告らの早期救済の観点から、和解において「責任」との表記を行う余地があったのではないかと考えます。</p> <p>「責任」との表記を行うことができないと判断した理由について伺います。また、紛争の早期解決や原告らの早期救済を上回る考慮要素として、執行部においてどのような議論がなされたのか伺います。</p> <p>近年、恵庭市では人口増加や住宅開発が進み、新たな住宅地の形成や既存住宅街への転入も続いております。一方で、市民の皆さんからは、生活道路の傷みや舗装の劣化、歩道の未整備、冬期間の除排雪、安全対策など、日常生活に直結する道路環境の改善を求める声が数多く寄せられています。道路は単なる移動手段ではなく、通勤・通学、買い物、子どもたちの登下校、高齢者の外出など、市民生活を支える重要な社会基盤です。特に住宅街の生活道路については、市民の安全・安心、さらには地域の住みやすさを左右する重要な役割を担っています。</p> <p>また、ラピダス進出をはじめとする周辺地域の大きな環境変化により、</p>	

	氏名 小林卓矢	ページ 3 ~ 3
大項目	一般行政について	
小項目	質問の要旨	
本市の平和に関する取り組みや考え方について	<p>今後は交通量の増加や新たな住宅需要も見込まれています。そのような中で、市民が安心して暮らし続けられるまちづくりを進めるためには、幹線道路だけでなく、身近な生活道路の計画的な整備と維持管理が一層重要になると考えます。</p> <p>そこで、市民から寄せられている要望や地域の実情を踏まえ、生活道路の整備状況と今後の取り組みについて質問いたします。</p> <p>①市は毎年どの程度の道路補修・舗装改修・歩道整備に関する要望を受けているのか。また、そのうち実際に対応できている割合はどの程度なのか伺います。</p> <p>②優先順位の考え方について、道路整備の優先順位はどのような基準で決定しているのか。交通量だけでなく、高齢者施設や学校、公園などの立地状況も考慮しているのか伺います。</p> <p>本年は戦後81年を迎えます。世界では依然として武力紛争が続き、多くの尊い命が失われています。核兵器の脅威も依然として存在し、平和の尊さを次の世代へ継承していくことの重要性はますます高まっています。わが国においても、戦争体験者の高齢化が進むなか、戦争の記憶や平和への願いをどのように次世代へ伝えていくのかが大きな課題となっています。恵庭市はこれまで平和に関する様々な取組を行ってきましたが、平和を守り育てる取組を継続し、市民、とりわけ子どもたちの平和意識の醸成を図ることが重要であると考えます。</p> <p>そこで以下について伺います。</p> <p>①恵庭市として平和行政をどのように位置付けているのか。また、現在取り組んでいる平和事業にはどのようなものがあるのか伺います。</p> <p>②戦後100年を見据え、平和教育や平和事業の長期的な方向性を検討する考えはあるか伺います。</p>	

一 般 質 問 通 告 書

令和8年恵庭市議会第2回定例会において次の一般質問を行なうので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

令和8年6月9日

恵庭市議会議員 太田実保

恵庭市議会議長 川原光男様

ページ 2～ 1

	一 問 一 答 (有)・無)	質 問 所 要 時 間 (5 0 分)
大 項 目	安全・安心な学校施設と子どもたちの居場所づくりについて	
小 項 目	質 問 の 要 旨	
学校施設の計画的整備について	<p>子どもたちが日々大半の時間を過ごす学校は、単に知識を学ぶ場であるだけでなく、心身ともに健やかに成長するための基盤であり、何よりも安全・安心な居場所でなければなりません。</p> <p>現在、本市の学校施設においては、経年劣化による老朽化への対応や、現代の教育環境に即したアップデートが大きな課題となっており、児童生徒の健康や日常の尊厳に直結するトイレ環境の整備についても、子どもたちの目線に立った迅速な改善が強く求められるところです。</p> <p>また、学校開放では、体育館を多くの地域の人が使用し、災害時は、地域住民の避難所としての機能も併せ持つことから、防災力の向上という観点からも、計画的な学校施設整備は重要であると考えます。</p> <p>そこで以下の点についてお伺いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 本市における学校施設の整備方針について2. 学校トイレの現状と今後の改修目標・スケジュールについて	

※議会申合せ事項第14条（抜粋）

1. 理事者から十分な答弁が得られるようできるだけ具体的に記入して下さい。
2. 通告にない事項の質問は、出来ません。

	氏名 太田実保	ページ 2 ~ 2
大項目	安全・安心な学校施設と子どもたちの居場所づくりについて	
小項目	質問の要旨	
児童生徒の多様な居場所の確保と支援について	<p>学校環境に馴染めず、不登校などにより学校外に居場所を求める児童生徒は少なくありません。ひとりひとりに寄り添った多様な選択肢を保障するためには、民間フリースクールなどが果たす役割や必要性を理解し、支援を充実させていくことも必要であると考えます。</p> <p>また、居場所や相談先を必要としているのは、義務教育期間中の児童生徒に留まりません。中学校を卒業した後の高校生世代など、義務教育後の若者たちが進路の悩みや環境の変化に直面した際、社会的孤立に陥ることなく、安心して立ち寄り、将来の不安を相談できる場を地域の中に確保していくことも極めて重要な課題です。</p> <p>そこで以下の点についてお伺いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. フリースクールの現状と課題について 2. 義務教育後における子どもの居場所の確保および相談体制の現状と、今後の支援のあり方について 	